

# 重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所「あさぎり」

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 医療法人 九州千雅 指定居宅介護支援事業所「あさぎり」の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

<事業所名> 医療法人 九州千雅 指定居宅介護支援事業所「あさぎり」

<所在地> 大分県宇佐市安心院町大字木裳4 1 3 番地 1

<事業所番号> 4473100180

<サービスを提供する地域>

宇佐市、中津市、豊後高田市、

上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

### (2) 当事業所の職員体制

氏 名	資 格	業 務 内 容
中山 直美	主任介護支援専門員	管理者、居宅介護支援サービス
井上 晴子	介護支援専門員	居宅介護支援サービス
白井 秀勝	介護支援専門員	居宅介護支援サービス

### (3) 営業日及び営業時間

#### ① 営業日

月曜日～土曜日

但し、国民の祝日、及び8月13日～15日（うち2日）及び12月31日～1月3日を除く。

#### ② 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

#### ③ 緊急時の連絡

電話等により、24時間連絡が可能な体制をとります。

## 2. 居宅介護支援の申し込みからサービスの提供までの流れと主な内容

### (1) 居宅介護支援の流れについて

- ① 居宅介護支援についての相談申し込み
- ② 職員訪問による居宅介護支援の説明と相談の実施
- ③ 居宅介護支援に関する契約
- ④ 心身の状況についての面接及び希望調査
- ⑤ サービス利用計画の仮原案作成と利用者への説明
- ⑥ サービス利用計画仮原案への利用者の同意
- ⑦ サービス担当者会議等によるサービスの調整
- ⑧ サービス利用計画原案の説明と同意の確認
- ⑨ サービス利用票(提供票)の作成と確認
- ⑩ サービス利用開始

## (2) 居宅介護支援の内容

- ① 利用者の要介護認定にかかる申請等(要介護認定の申請及び更新、要介護状態の区分の変更、サービスの種類の変更等)について、利用者の意思を確認した上で代行等の必要な援助を行うこと。
- ② 利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮して居宅介護サービス計画を作成すること。
- ③ 前記介護サービス計画に基づく居宅介護サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業所との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- ④ 居宅介護サービス計画作成後に於いても、利用者及びその家族と居宅サービス事業所との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービスがどのように実施されているかを把握し、これに基づく給付管理票の提供を行なうと共に、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更その他の便宜の提供を行うこと。

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

### (2) 交通費

交通費は、前記1の(1)の地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### (4) 料金の支払

料金の支払いが発生する場合、当事業所との間で契約が成立した際に、お支払い下さい。

## 4. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

当事業所職員が、ご利用に関する説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。その後よりサービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で御申し出下さればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保健施設に入所(院)された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

### ④ その他

利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知をすることにより、即座にサービスを終了させて頂くことがあります。

## 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者 ( 管理者 中山 直美 ) 電話 (0978) 44-0601  
携帯 080-2723-3632

### (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

### (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

### (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 6. 秘密保持

### (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

### (2) 事業者は、利用者及び家族の個人情報を、サービス担当者会議等に於いて、必要な場合、必要最小限の範囲に於いて個人情報を使用します。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って主治医、救急隊、親族、当該市町村などへ連絡いたします。

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

## 9. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともない事業者の責めの帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 10. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者が、居宅介護サービスを適切に利用できるように、その心身の状況やおかれている環境や家族の希望を踏まえつつ、公正中立に居宅介護支援を行います。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 適切な評価票を用いて、利用者の心身の状況や家庭環境を調査し、本人や家族の状況を明らかにし、生活状況の展望が可能となるように援助する。
- ② 当事業所が使用する評価方法は、本人の心身の状況だけでなく家庭環境や医療面での必要性についても明らかにし、総合的な援助の方策を掲示することができるものである。

## 11. 各サービスの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## 12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必用に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 14. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

指定居宅介護支援事業所「あさざり」	担当：(管理者) 中山 直美
電話番号：0978-44-0601	携帯番号：080-2723-3632
受付時間：月曜日～土曜日 8：30～17：30	

- ② その他当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口に出すことができます。

宇佐市介護保険課
電話番号：0978-27-8149
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

豊後高田市保険年金課
電話番号：0978-25-6158
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

中津市介護長寿課
電話番号：0979-62-9804
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

大分県国民健康保険団体連合会	介護保険課（苦情相談専用）
電話番号：097-534-8475	
受付時間：月曜日～金曜日	9：00～17：00

15. 事業所の概要

名称・法人種別 医療法人 九州千雅 指定居宅介護支援事業所「あさぎり」

代表者役職・氏名 理事長 田中英隆

事業所所在地 大分県宇佐市安心院町大字木裳413番地1

電話番号(代表) 0978-44-0601

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明いたしました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

所在地 大分県宇佐市安心院町大字木裳413番地1

名称 医療法人 九州千雅 指定居宅介護支援事業所「あさぎり」

説明者 介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別紙) 各サービスの利用状況について (R6年3月～R6年8月)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

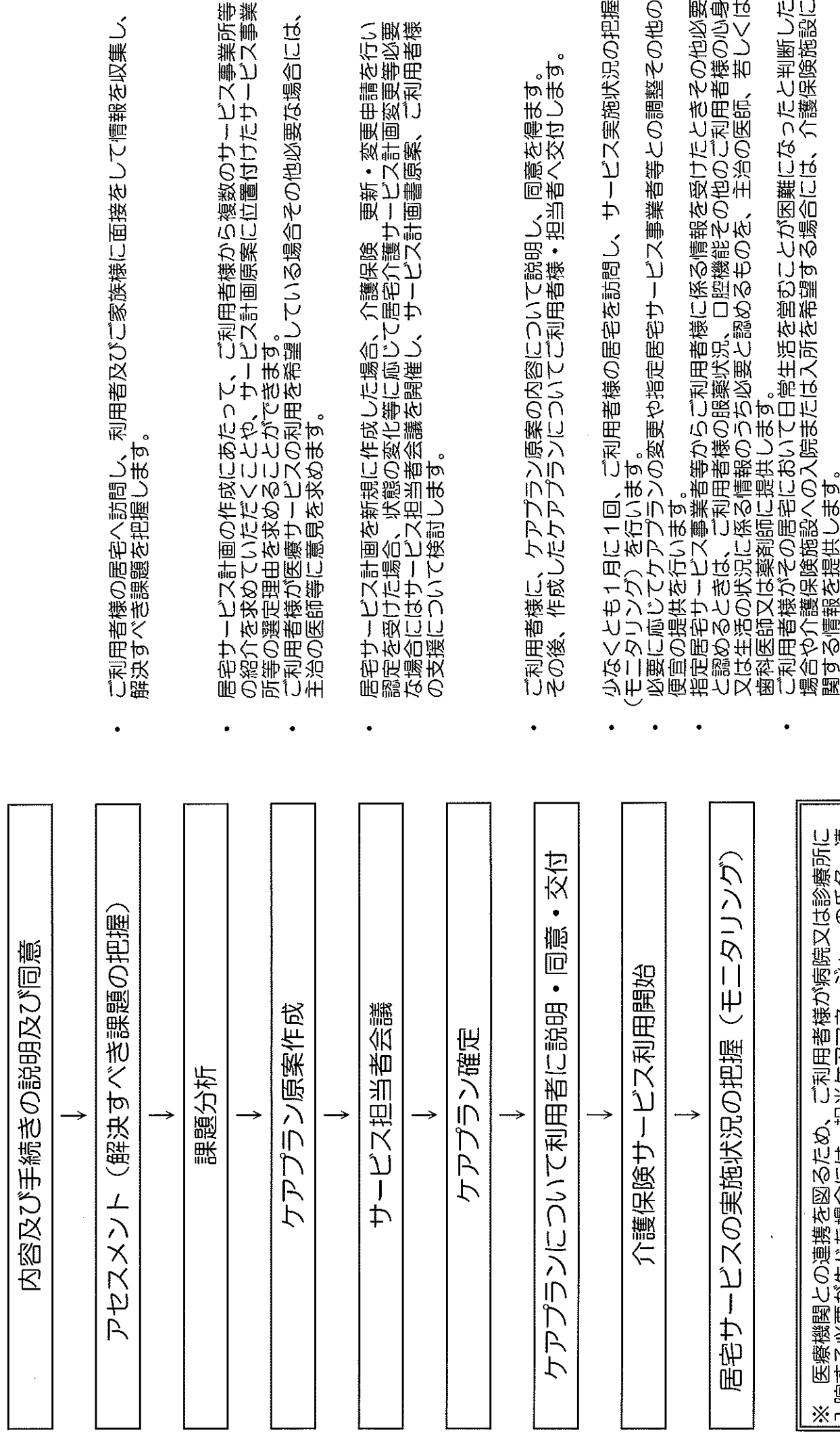
訪問介護	79%
通所介護	87%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	86%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ホームヘルプサービス「たんぽぽ」	90%	院内福祉サービス	2%	訪問介護事業所まただき	2%
通所介護	介護保険サービスセンター「ぶどう」	84%	妻垣柱ダイサービスセンター	6%	介護保険サービスセンター「あさぎり」	6%
	介護保険サービスセンター「きのもの」					
地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	—
福祉用具貸与	九州Teco	66%	株式会社 徳永装器研究所	27%	バストケア宇佐	21%



## (別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について



※ 医療機関との連携を図るため、ご利用者様が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当ケアマネージャーの氏名・連絡先を病院又は診療所にお伝えいただくようお願いいたします。

- ・ ご利用者様の居宅へ訪問し、利用者及びご家族様に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

- ・ 居宅サービス計画の作成にあたって、ご利用者様から複数のサービス事業所等の紹介を求めていただくことや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業所等の選定理由を求めることができず。

- ・ ご利用者様が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等に意見を求めます。

- ・ 居宅サービス計画を新規に作成した場合、介護保険 更新・変更申請を行い認定を受けた場合、状態の変化等に際して居宅介護サービス計画変更等必要な場合にはサービス担当者会議を開催し、サービス計画書原案、ご利用者様の支援について検討します。

- ・ ご利用者様に、ケアプラン原案の内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについてご利用者様・担当者へ交付します。

- ・ 少なくとも1月に1回、ご利用者様の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行います。

- ・ 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。

- ・ 指定居宅サービス事業者等からご利用者様に係る情報を受けただときその他必要と認めるときは、ご利用者様の服薬状況、口腔機能その他のご利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師、若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。